

「成年後見制度普及と後見支援体制懇談会」の概要

地域福祉課

1 設置経過

(1) 設置目的

認知症高齢者や知的・精神障害者等判断能力が不十分な人を支援する成年後見制度の普及と支援の方法について、高齢者及び障害者の権利擁護関係者等から広く意見を聴く

(2) 構成員

市町村代表、社会福祉協議会代表、県弁護士会、県司法書士会、県社会福祉士会、圏域障害者総合支援センター代表 計 12 名（オブザーバー）長野家庭裁判所

(3) 開催経過

第 1 回：7 月 9 日、第 2 回：9 月 17 日、第 3 回：11 月 27 日

2 検討概要

(1) 成年後見制度の現状と課題

ア 現状

- ・制度利用の対象と考えられる者の人数（H21.3 月現在）
要介護 3 以上の高齢者：39,228 人、知的障害 A 1：4,101 人、精神障害 1 級：5,748 人
- ・長野家裁管内における市町村長申立件数：9 件（H20）（都道府県平均：39.9 件）
- ・日常生活自立支援事業の契約者数：631 人（H21.11 月現在）

イ 課題

- ・認知症高齢者の増加や地域移行による在宅の知的・精神障害者の増加に伴い、制度のニーズは今後飛躍的に増加することが予想される。
- ・本県の市町村長申立ては他県と比較すると極めて少なく、制度の利用状況は低調。
- ・日常生活自立支援事業の利用者は、判断能力が年々低下する人が増えていることから成年後見制度に移行することが望まれるが、移行が進んでいない。
- ・制度の普及啓発や親族以外で後見業務を担う第三者後見人の確保などが課題。
- ・昨年 8 月に県社協が地域包括支援センター・障害者総合支援センターに対して行ったアンケート調査結果では、制度専門の相談や申立て手続き支援を行う窓口の設置を希望する意見が大多数を占めた。

(2) 成年後見支援センターについて

成年後見制度の活用を促進するため、市町村等の機能充実を図る観点から成年後見支援センターの設置について、以下のとおり検討を行った。

ア 役割

- ・成年後見や権利擁護に関する相談受付、市町村等への助言、後見申立支援、制度の普及啓発等を総合的に実施。

イ 設置の考え方

- ・10 広域単位の設置という意見が大勢を占めたが、基幹的社協単位（20）、北・東・中・南信（4）ごとの設置という意見もあった。

ウ 市町村等との役割分担

- ・初期の一次的な相談窓口は市町村・地域包括支援センター・圏域障害者総合支援センター。専門的な二次的相談窓口はセンターが行う。
なお、一般住民からの一次的な相談もセンターで直接受けるべきという意見もあった。
- ・困難ケースの相談や高い専門性が求められる場合に、専門職団体が関わって適切な対応を行う。

エ 運営方法

- ・社団法人やNPO法人等を新たに立ち上げることが理想的。
日常生活自立支援事業を行っている社協が担っていく選択肢もあり。
- ・専門的知識がある専任職員を複数人、一定期間継続して配置。
- ・センター事業を適正に執行するため、会計監査機能のある監督機関が必要。

オ 経費負担等

- ・行政の中に成年後見業務をしっかりと位置付け、公費により共同負担すべき。
- ・全てを行政負担でなく市民全体で支えていくという姿勢も大切であり、会費や寄付金、民間財団などの補助等も考える必要もあり。
- ・応能応益の観点から、後見制度の利用者が経費負担することを考えるべき。

(3) 市民後見人等について

ア 養成等

- ・成年後見支援センターの業務を確立する上で市民後見人の養成も必要だが、高い倫理観が求められるので、慎重に進める必要がある。
- ・市民後見人は、複雑な法律問題や紛争に関わるのではなく、被後見人の生活の見守りや身上監護を中心に行うべき。
- ・養成は、行政が担うべきという意見と成年後見支援センターが担うべきという意見があった。
- ・単に養成するだけでなく、専門職によるバックアップ、後見監督、損害賠償保険の整備を行う必要がある。

イ 第三者後見人について

- ・第三者後見人については専門性が問われるので、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会など専門職団体でのさらなる養成に期待したい。

(4) 今後の方向性

- ・市町村等と専門職団体の連携づくりのため、県において来年度以降も関係者による連絡会等の開催が必要。
- ・市町村、市町村社会福祉協議会、専門職団体等がそれぞれの団体及び地域に持ち帰って論議を深め、制度普及等の取り組みの輪を広げていくべき。
- ・県から市町村に対して、成年後見支援センターの設置や市町村長申立てについて積極的に取り組むよう支援をしていくことが必要。